

事 務 連 絡
令和8年3月10日

各指定共同生活援助事業者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

前年度の平均利用者数を基に算定する加算の算定に係る変更届出書の提出について

日頃から東京都の障害福祉施策に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

指定障害福祉サービスにおいて、算定される単位数が増える場合の加算に関する届出は、原則として、毎月15日までに届け出た場合に翌月から算定を開始できます。しかしながら、前年度の平均利用者数を基に算定の可否等を確認する必要がある加算につきましては、年度の実績が確定してからでなければ届出ができないことから、特例として下記のとおり取り扱います。

つきましては、貴事業所の令和7年度の平均利用者数を基に加算の算定要件を御確認いただき、現在届け出ている体制から変更が生じる場合は、変更届の提出をお願いいたします。

記

1 特例措置の対象となる加算（前年度の平均利用者数を基に算定する加算）

- (1) 人員配置体制加算
- (2) 夜間支援等体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）
- (3) 通勤者生活支援加算
- (4) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- (5) 高次脳機能障害者支援体制加算

※上記以外の加算についての届出や、上記の加算であっても、前年度実績の確定が必要ない届出については、特例措置の対象にはならず、原則通り毎月15日までに届け出た場合に翌月から算定開始となります。

2 変更年月日

令和8年4月1日

3 提出書類

届出に係る様式につきましては、東京都福祉局のホームページ「東京都障害者サービス情報」の書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちら

からダウンロードしてください。なお、提出にあたっては必ずダウンロードした様式を御利用いただくようお願いいたします。

※令和8年4月1日より、現行様式から国が示した標準様式に替わりますのでご注意ください。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-001>

「書式ライブラリー」→「A 【共同生活援助（グループホーム）】指定申請書・変更届等」
→「1 指定申請・変更等に係る様式・記載例」

4 提出期限

令和8年4月15日（水曜日）必着

※上記締切を過ぎますと、算定される単位数が増える場合の加算の変更年月日は、原則通り、令和8年6月1日となります。ご注意ください。

5 提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室（共同生活援助）

※東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当に御郵送いただきましても、受け付けることが出来ません。

以上

（問合せ先）

（制度に関すること）

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課居住支援担当

電話：03-5320-4151（直通）

（届出に関すること）

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部

障害福祉事業者指定室（居住担当）

電話：03-6302-0286（直通）